

お知らせ

まちのデータ

(平成26年6月30日現在)

人口	27,478人	交通事故発生件数	
男	12,919人	(6月中、物損、高速含む)	
女	14,559人	有田川町	44件
	10,366世帯	死者	0人 負傷4人
			湯浅警察署調べ



吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

張絡出張	23-0001
出連出出	22-0351
山生郷諦	22-0254
城粟五安水	26-0001
	52-5356
	52-4730

環境プラス	52-5384
セック急患	52-7855
タ収集所	52-4882
一場所苑	52-3055
有田川町少年センター	52-5474
子育て支援センター	{090-7966-1697
	52-8744

相談

8月の行政相談

8月28日(木)・きび保健福祉センター
13時～15時30分

問い合わせ／吉備庁舎総務課

身体障害者相談員・知的障害者相談員さんです

平成26年度より左記の方々が引き続き身体障害者相談員・知的障害者相談員として町から委嘱されました。相談員さんは障害をお持ちの方のさまざまな相談につけてくれる方です。

●身体障害者相談員(敬称省略)

- ・藪田重信 東丹生 218
- ☎52・4796 (FAX可)
- ・加登淳子 下津野 887・2
- ☎52・5634
- FAX/52・7037
- ・伊澤誠吾 清水 294・2
- ☎080・6104・1879
- ・中尾比佐子 中井原 33・6
- ☎32・3786
- ・斯波光弘 有原 294
- ☎34・2095 (FAX可)
- ・福本りよ 久野原 450
- ☎25・0652
- ・小田秋夫 境川 316
- ☎23・0810

●知的障害者相談員(敬称省略)

- ・榎本幸雄 小川 515
- ☎32・2598
- ・山崎貞子 水尻 1187・1
- ☎52・3723
- FAX/52・4404
- 問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

届出

各種手当を受けている方は「現況届」をお忘れなく

- 児童扶養手当
- 特別児童扶養手当
- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当

現況届は、現在手当を受けている方の今後1年間の受給資格を審査するもので、提出が義務付けられています。手当が支給されているか、停止されているかを問わず、すべての受給者は現況届を届出しなければなりません。なお、届出をしないと8月以降の手当を受けることができません。また、2年間現況届を提出しないと、受給資格がなくなります。児童扶養手当において「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付させていただいている方については、現況届と併せて届出を

お願いします。受付期間は、各種手当によって異なりますのでご確認をお願いします。

※受給資格がなくなった時、氏名や住所を変更した時なども、届出が必要が必要です。

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

給付金

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」申請書の提出はお済みですか?

この2つの給付金は、今年の4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、低所得者及び子育て世帯の負担を緩和するために支給されます。支給対象者と思われる方には、6月末に申請書を送付していますのでご確認ください。まだ申請書を提出されていない方は、記載事項、添付書類などをご確認のうえ、ご提出ください。

●受付/10月1日(水)まで。受付期間中の第2土曜日・第2日曜日は各庁舎にて受付を行っております。●場所/吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局・各出張所

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課